

沼津市就学援助制度のご案内

沼津市教育委員会

1 就学援助制度とは

沼津市では、お子さんが市内の公立小中学校に通うのに、経済的な理由でお困りの保護者に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する「就学援助制度」を実施しています。



2 就学援助を受けることができる方

就学援助の対象者は、次の事項に該当し、申請に基づいて教育委員会が認定した方です。

(1) 要保護者：生活保護を受けている方（修学旅行費のみ支給されます。）

(2) 準要保護者：要保護者に準ずる程度に困窮していると認定される方

＜準要保護者の認定にあたっては、次の項目のいずれかについて審査し認定します＞

- ・児童扶養手当を受けている
- ・国民年金の掛金の減免を受けている
- ・市民税が非課税または減免を受けている
- ・生活保護の停止または廃止により生活が苦しい
- ・上記の措置を受けていないが、同程度に経済的に困窮していると認められる

※認定条件や、支給額など就学援助制度についてご相談のある場合は、お子さんの通う学校にお問い合わせください。

3 申請方法など

(1) 申請の流れ

- ・就学援助を希望される方は、学級担任に申し出て、手続きに必要な説明を受けてください。
- ・学校から渡される申請書（市 HP にも掲載）に記入し、学校へ提出してください。

申請書類作成 → 学級担任に提出 → 市教育委員会で審査 → 認定結果の通知

なお、申請書はお子さんごとに 1 部必要となります。

※就学援助は、毎年度の申請が必要です。

(2) 提出書類

《申請者全員》

◎就学援助費申請書

◎口座の通帳等のコピー（就学援助費申請書記載の振込口座の内容が分かるもの）

○令和 2 年分の所得を証明する書類（令和 3 年 1 月 2 日以降に沼津市へ転入された方、または沼津市外に住所を有し、沼津市の小中学校に通っている方は、同一世帯で収入のある方全員分の所得を証明する書類（令和 3 年度 課税証明書など）が必要。）

(3) 申請期間

- ・当初（4月）認定分の申請書の提出締切は、令和3年4月30日（金）です。以降の申請は、毎月15日が締切となります（支給は翌月分から）。
- ・令和2年度に新入学学用品費入学前支給の認定を受けた方は、申請書の提出は不要です。（ただし、新しい基準で改めて審査を行います。）
- ・令和3年度の申請最終締切は、令和4年1月14日（金）です。



(4) 支給予定時期

- ・新入学学用品費：7月（4月当初認定の小学校1年生、中学校1年生で令和2年度新入学学用品費入学前支給を受けていない方）
- ・新入学学用品費入学前支給：2月（小中学校入学予定者）
※ただし、小学校入学予定者で児童扶養手当を受給している場合は令和4年4月
- ・前期分：11月（学用品費・通学用品費、校外活動費、学校給食費等）
- ・後期分：3月（学用品費・通学用品費、校外活動費等）※学校給食費は免除

(5) 注意事項

- ・申請書の内容に変更が生じた場合（世帯の人数や住所の変更など）には、必ずお子さんの通う学校まで連絡をしてください。

4 就学援助費の支給額（令和3年度予定）

※生活保護受給者は修学旅行費のみ支給。

支給対象費目	小学校	中学校
学用品費	11,630円（定額）	22,730円（定額）
通学用品費（小学校1年生、中学校1年生は対象外）	2,270円（定額）	2,270円（定額）
新入学学用品費（小学校1年生、中学校1年生）	51,060円（※1定額）	60,000円（定額）
新入学学用品費入学前支給（小中学校入学予定者）	51,060円（※1定額）	60,000円（定額）
校外活動費（宿泊を伴うもの）（高原教室など）	3,690円（上限）	6,210円（上限）
校外活動費（宿泊を伴わないもの）（遠足など）	1,600円（上限）	2,310円（上限）
学校給食費	※2	※2
修学旅行費	実費（対象経費）	実費（対象経費）

※1 「定額」とは、上の表に記載した金額が支給されます。ただし、新入学学用品費（入学前支給を含む）の小1については、条件により支給額が変わる場合があります。

※2 令和3年度より、就学援助費「学校給食費」の支給方法が変わります。

審査が終了するまでの数か月は口座振替により負担していただき、前期支給時に保護者へ支給します。認定後は口座振替を停止しますので、保護者負担はなくなります。

5 問い合わせ先

沼津市立 各小学校・中学校

沼津市教育委員会 学校管理課（055-934-4805）

